

令和5年2月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

資 料 目 次

(議案第 9 号)

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴う新旧対照表	1
久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表	4

(議案第 10 号)

久喜市教育委員会事務専決規程の一部改正に伴う新旧対照表	8
久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程の一部改正に伴う新旧対照表	10
久喜市教育委員会公印規程の一部改正に伴う新旧対照表	11
久喜市教育振興基本計画庁内検討部会設置規程の一部改正に伴う新旧対照表	14

(議案第 11 号)

久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表	15
-----------------------------------	----

(議案第 12 号)

久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部改正に伴う新旧対照表	16
----------------------------------	----

(議案第 13 号)

久喜市生涯学習推進会議幹事会規則の一部改正に伴う新旧対照表	18
-------------------------------	----

(議案第 14 号)

久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表	19
久喜市立図書館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表	20

(議案第 15 号)

久喜市立図書館事務取扱要綱の一部改正に伴う新旧対照表	23
久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部改正に伴う新旧対照表	24

(議案第 16 号)

久喜市公民館連絡協議会規程の一部改正に伴う新旧対照表	25
----------------------------	----

(議案第 17 号)

久喜市立学校備品管理規程の一部改正に伴う新旧対照表	26
---------------------------	----

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）		現行規則（旧）																																					
<p>（事務局の組織）</p> <p>第3条 事務局に次の部、課及び係を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>課名</th> <th>係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">教育部</td> <td>教育総務課</td> <td>総務係 施設管理係</td> </tr> <tr> <td>学務課</td> <td>学事係 保健・教材整備係 小・中学校再編係</td> </tr> <tr> <td>学校給食課</td> <td>学校給食係</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>指導係 教職員係</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>生涯学習係 人権教育係 文化振興係 図書館係</td> </tr> <tr> <td>文化財保護課</td> <td>文化財・歴史資料係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中央公民館 管理・事業係</td> </tr> </tbody> </table>		部名	課名	係名	教育部	教育総務課	総務係 施設管理係	学務課	学事係 保健・教材整備係 小・中学校再編係	学校給食課	学校給食係	指導課	指導係 教職員係	生涯学習課	生涯学習係 人権教育係 文化振興係 図書館係	文化財保護課	文化財・歴史資料係		中央公民館 管理・事業係	<p>（事務局の組織）</p> <p>第3条 事務局に次の部、課及び係を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>課名</th> <th>係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">教育部</td> <td>教育総務課</td> <td>総務係 施設管理係</td> </tr> <tr> <td>学務課</td> <td>学事係 保健・教材整備係 小・中学校再編係</td> </tr> <tr> <td>学校給食課</td> <td>学校給食係</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>指導係 教職員係</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>生涯学習係 人権教育係 文化振興係 図書館係</td> </tr> <tr> <td>文化財保護課</td> <td>文化財・歴史資料係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中央公民館 管理・事業係</td> </tr> </tbody> </table>		部名	課名	係名	教育部	教育総務課	総務係 施設管理係	学務課	学事係 保健・教材整備係 小・中学校再編係	学校給食課	学校給食係	指導課	指導係 教職員係	生涯学習課	生涯学習係 人権教育係 文化振興係 図書館係	文化財保護課	文化財・歴史資料係		中央公民館 管理・事業係
部名	課名	係名																																					
教育部	教育総務課	総務係 施設管理係																																					
	学務課	学事係 保健・教材整備係 小・中学校再編係																																					
	学校給食課	学校給食係																																					
	指導課	指導係 教職員係																																					
	生涯学習課	生涯学習係 人権教育係 文化振興係 図書館係																																					
	文化財保護課	文化財・歴史資料係																																					
		中央公民館 管理・事業係																																					
部名	課名	係名																																					
教育部	教育総務課	総務係 施設管理係																																					
	学務課	学事係 保健・教材整備係 小・中学校再編係																																					
	学校給食課	学校給食係																																					
	指導課	指導係 教職員係																																					
	生涯学習課	生涯学習係 人権教育係 文化振興係 図書館係																																					
	文化財保護課	文化財・歴史資料係																																					
		中央公民館 管理・事業係																																					
<p>2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課等は、同表の右欄に掲げる機関を所管する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学務課</td> <td>中央幼稚園 栗橋幼稚園</td> </tr> <tr> <td>学校給食課</td> <td>学校給食センター</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>GIGAスクール推進室</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>野久喜集会所 内下集会所 栗橋いきいき活動センター ずかずか館 中央図書館 菖蒲図書館 栗橋文化</td> </tr> </tbody> </table>		課等	機関	学務課	中央幼稚園 栗橋幼稚園	学校給食課	学校給食センター	指導課	GIGAスクール推進室	生涯学習課	野久喜集会所 内下集会所 栗橋いきいき活動センター ずかずか館 中央図書館 菖蒲図書館 栗橋文化	<p>2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課等は、同表の右欄に掲げる機関を所管する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学務課</td> <td>中央幼稚園 栗橋幼稚園</td> </tr> <tr> <td>学校給食課</td> <td>学校給食センター</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>GIGAスクール推進室</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>野久喜集会所 内下集会所 栗橋いきいき活動センター ずかずか館 中央図書館 菖蒲図書館 栗橋文化</td> </tr> </tbody> </table>		課等	機関	学務課	中央幼稚園 栗橋幼稚園	学校給食課	学校給食センター	指導課	GIGAスクール推進室	生涯学習課	野久喜集会所 内下集会所 栗橋いきいき活動センター ずかずか館 中央図書館 菖蒲図書館 栗橋文化																
課等	機関																																						
学務課	中央幼稚園 栗橋幼稚園																																						
学校給食課	学校給食センター																																						
指導課	GIGAスクール推進室																																						
生涯学習課	野久喜集会所 内下集会所 栗橋いきいき活動センター ずかずか館 中央図書館 菖蒲図書館 栗橋文化																																						
課等	機関																																						
学務課	中央幼稚園 栗橋幼稚園																																						
学校給食課	学校給食センター																																						
指導課	GIGAスクール推進室																																						
生涯学習課	野久喜集会所 内下集会所 栗橋いきいき活動センター ずかずか館 中央図書館 菖蒲図書館 栗橋文化																																						

文化財保護課	会館図書室 鷺宮図書館 公民館事業推進室
	郷土資料館

(分掌事務)

第4条 前条に規定する事務局の組織の事務分掌は、次のとおりとする。

教育総務課～指導課 略

生涯学習課

- (1) 社会教育の企画及び調査に関すること。
- (2) 社会教育関係委員会の会議に関すること。
- (3) 社会教育関係団体の指導育成に関すること。
- (4) 青少年、婦人教育及び成人教育に関すること。
- (5) 生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯

学習に係る機会の整備に関すること。

- (6) 視聴覚教育に関すること。
- (7) 人権教育に関すること。
- (8) 文化振興に関すること。
- (9) 文化団体に関すること。
- (10) ユネスコ活動に関すること。
- (11) 栗橋いきいき活動センターしずか館に関すること。
- (12) 市立図書館の管理及び運営に関すること。

文化財保護課	会館図書室 鷺宮図書館
中央公民館	郷土資料館
	青葉公民館 南公民館 西公民館 東公民館 森下
	公民館 栗橋公民館 鷺宮公民館

(分掌事務)

第4条 前条に規定する事務局の組織の事務分掌は、次のとおりとする。

教育総務課～指導課 略

生涯学習課

- (1) 社会教育の企画及び調査に関すること。
- (2) 社会教育関係委員会の会議に関すること。
- (3) 社会教育関係団体の指導育成に関すること。
- (4) 青少年、婦人教育及び成人教育に関すること。
- (5) 生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯

学習に係る機会の整備に関すること。

- (6) 視聴覚教育に関すること。
- (7) 人権教育に関すること。
- (8) 文化振興に関すること。
- (9) 文化団体に関すること。
- (10) ユネスコ活動に関すること。
- (11) 栗橋いきいき活動センターしずか館に関すること。
- (12) 市立図書館の管理及び運営に関すること。

<p>(13) 公印の管理に関すること。</p> <p>(14) 生涯学習施設 _____ に関すること。</p> <p>(15) 公民館事業（社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する公民館の事業をいう。）に関すること。</p>	<p>(13) 公印の管理に関すること。</p> <p>(14) 生涯学習センターの整備に関すること。</p>
--	---

久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>第1条 久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇については、久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年久喜市条例第36号。以下「勤務時間条例」という。）、久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成22年久喜市規則第35号）及び久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成22年久喜市訓令第17号）の例による。</p> <p>第2条 勤務時間条例第4条第1項の規定により公務の運営上の事情により休業時間を変更する必要がある職員は、別表第1に掲げる職員とし、その休憩時間は同表に定めるとおとする。</p> <p>第3条 勤務時間条例第4条第1項の規定により公務の運営上の事情により勤務時間、勤務時間の割り振り、週休日及び休憩時間を変更する必要がある職員は、別表第2に掲げる職員とし、その勤務時間、勤務時間の割り振り、週休日及び休憩時間は同表に定めるとおとする。</p>	<p>第1条 久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇については、久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年久喜市条例第36号）、久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成22年久喜市規則第35号）及び久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成22年久喜市訓令第17号。以下「勤務時間規程」という。）の例による。</p> <p>第2条 勤務時間規程第1条第2項の規定に基づき、職務の性質により、特別を必要とする職員の勤務時間、勤務時間の割り振り又は休憩時間等については、別表のとおりとする。</p>

別表（第2条関係）

所属	対象者の範囲	勤務時間	勤務時間の割り振り	週休日	休憩時間
小学校	全職員	1週間に いて38時間 45分	業務の実情 に 応じ所属 に 長が定め る。	日曜日及び 土曜日とす る。	勤務時間が 7時間45分 の場合は1 時間とし、
中学校					
幼稚園					

その時限は業務の実情に応じ所属長が定める。					
上に同じ	上に同じ	4週間を平均して1週間に38時間45分	上に同じ	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	上に同じ
中央公民館 東公民館 西公民館 森下公民館 栗橋公民館 鷺宮公民館 郷土資料館	上に同じ		上に同じ	日曜日及び土曜日とする。	1時間とし、その時限は業務の実情に応じ所属長が定める。
学校給食センター	上に同じ		上に同じ		

別表第1(第2条関係)

所属	職員	休憩時間
----	----	------

教育総務課	全職員	午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
学務課	幼稚園の職員以外の職員	午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
生涯学習課	全職員	午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限

別表第2(第3条関係)

所属	職員	勤務時間	勤務時間の割振り	週休日	休憩時間
学務課	幼稚園の職員	1週間に ついて38時間 45分	業務の実情 に応じ所属 長が定め る。	日曜日及び 土曜日	勤務時間が 7時間45分 の場合1 時間とし、 業務の実情 に応じ所属 長が定める 時限
学校給食課	学校給食センターの職員	1週間に ついて38時間 45分	業務の実情 に応じ所属 長が定め る。	日曜日及び 土曜日	勤務時間が 7時間45分 の場合1 時間とし、 業務の実情

					に応じ所属 長が定める 時限
文化財保護 課	郷土資料館 の職員	4週間を平 均して1週 間について 38時間45分	業務の実情 に応じ所属 長が定め る。	4週間につ いて8日と し、業務の 実情に応じ 所属長が定 める日	勤務時間が 7時間45分 の場合1 時間とし、 業務の実情 に応じ所属 長が定める 時限

久喜市教育委員会事務専決規程の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する訓令（案）	現行訓令（旧）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 課長 久喜市教育委員会事務局組織規則(平成22年久喜市教育委員会規則第4号)に基づき課長をいう。</p> <p>(9) 略</p> <p>(課長専決事項)</p> <p>第12条 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>課長共通専決事項の部～指導課長専決事項の部 略</p> <p>生涯学習課長専決事項</p> <p>(1) 生涯学習の振興に関する総合的な連絡調整及び学習機会の提供に関すること。</p> <p>(2) 社会教育に関する各種団体の連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 社会教育施設の使用許可に関すること。</p> <p>(4) 社会教育資料の刊行及び広報資料に関すること。</p> <p>(5) 社会教育のために必要な設備器材及び資料の提供に関すること。</p> <p>(6) 文化振興及び文化団体の連絡調整に関すること。</p> <p>(7) 市立図書館の資料の選定及び廃棄に関すること。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 課長 久喜市教育委員会事務局組織規則(平成22年久喜市教育委員会規則第4号)に基づき課長をいう。</p> <p>(9) 略</p> <p>(課長専決事項)</p> <p>第12条 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>課長共通専決事項の部～指導課長専決事項の部 略</p> <p>生涯学習課長専決事項</p> <p>(1) 生涯学習の振興に関する総合的な連絡調整及び学習機会の提供に関すること。</p> <p>(2) 社会教育に関する各種団体の連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 社会教育施設の使用許可に関すること。</p> <p>(4) 社会教育資料の刊行及び広報資料に関すること。</p> <p>(5) 社会教育のために必要な設備器材及び資料の提供に関すること。</p> <p>(6) 文化振興及び文化団体の連絡調整に関すること。</p> <p>(7) 市立図書館の資料の選定及び廃棄に関すること。</p>

(8) 軽易な公民館事業(社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に規定する公民館の事業をいう。)の企画及び実施に関すること。


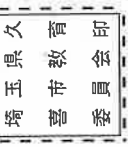
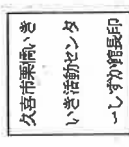
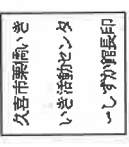


文化財保護課長専決事項の部 略

文化財保護課長専決事項の部 略

久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する訓令（案）		現行訓令（旧）	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
課等名	記号	課等名	記号
教育総務課	久教総	教育総務課	久教総
学務課	久教学	学務課	久教学
学校給食課	久教給	学校給食課	久教給
指導課	久教指	指導課	久教指
生涯学習課	久教生	生涯学習課	久教生
文化財保護課	久教文	文化財保護課	久教文
		中央公民館	久教公

久喜市教育委員会公印規程の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する訓令（案）				現行訓令（旧）					
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）					
公印の名称	寸法 (ミリメートル)	ひな形	使用区分	保管者	公印の名称	寸法 (ミリメートル)	ひな形	使用区分	保管者
埼玉県久喜市教育委員会印	方24		教育委員会 名をもって 発する文書	教育総務課 長	埼玉県久喜市教育委員会印	方24		教育委員会 名をもって 発する文書	教育総務課 長
埼玉県久喜市教育委員会教育長印（略）	方18		栗橋いきいき活動センター しか館長印	生涯学習課 長	埼玉県久喜市教育委員会教育長印（略）	方18		栗橋いきいき活動センター しか館長印 って発する 文書	生涯学習課 長
久喜市中央公民館長印	方18				久喜市中央公民館長印	方18		中央公民館 長名をもつ て発する文書	中央公民館 長

久喜市青葉公民館方印	久喜市青葉公民館印	青葉公民館長名をもって発する文書	中央公民館長
久喜市南公民館長方印	久喜市南公民館印	南公民館長名をもって発する文書	中央公民館長
久喜市西公民館長方印	久喜市西公民館印	西公民館長名をもって発する文書	西公民館長
久喜市東公民館長方印	久喜市東公民館印	東公民館長名をもって発する文書	東公民館長
久喜市森下公民館長方印	久喜市森下公民館印	森下公民館長名をもって発する文書	森下公民館長
久喜市栗橋公民館長方印	久喜市栗橋公民館印	栗橋公民館長名をもって発する文書	栗橋公民館長

	久喜市鷺宮公民館方18 長印	<table border="1"> <tr> <td>久喜市 鷺宮公民館 長印</td> </tr> </table>	久喜市 鷺宮公民館 長印	鷺宮公民館 長 鷺宮公民館 長名をもつ て発する文 書	
久喜市 鷺宮公民館 長印					
久喜市立学校給食センター一所长印 (略)		久喜市立栗橋幼稚園長印 (略)			

久喜市教育振興基本計画庁内検討部会設置規程の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する訓令（案）	現行訓令（旧）
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
教育総務課長	教育総務課長
学務課長	学務課長
学校給食課長	学校給食課長
指導課長	指導課長
生涯学習課長	生涯学習課長
文化財保護課長	文化財保護課長 中央公民館長

久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則 (案)	現行規則 (旧)
<p>(審査委員会の組織)</p> <p>第17条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員長は教育長をもって充てる。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) <u>総合政策部長</u></p> <p>(4) ～ (7) 略</p>	<p>(審査委員会の組織)</p> <p>第17条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員長は教育長をもって充てる。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) <u>財政部長</u></p> <p>(4) ～ (7) 略</p>

久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）		現行告示（旧）	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
区分	職名	区分	職名
本部長	市長	本部長	市長
副本部長	教育長	副本部長	教育長
委員	総務部長	委員	総務部長
	市民部長		市民部長
	子ども未来部長		健康・子ども未来部長
	教育部長		教育部長
	菖蒲総合支所長		菖蒲総合支所長
	栗橋総合支所長		栗橋総合支所長
	鷲宮総合支所長		鷲宮総合支所長
	人事課長		人事課長
	市民生活課長		市民生活課長
	交通企画課長		交通企画課長
	保育課長		保育課長
	道路建設課長		道路建設課長
	道路河川課長		道路河川課長
	教育総務課長		教育総務課長
	学務課長		学務課長
	指導課長		指導課長

菅蒲総合支所総務管理課長	菅蒲総合支所総務管理課長
栗橋総合支所総務管理課長	栗橋総合支所総務管理課長
鷺宮総合支所総務管理課長	鷺宮総合支所総務管理課長

菅蒲総合支所総務管理課長	菅蒲総合支所総務管理課長
栗橋総合支所総務管理課長	栗橋総合支所総務管理課長
鷺宮総合支所総務管理課長	鷺宮総合支所総務管理課長

久喜市生涯学習推進会議幹事会規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則 (案)	現行規則 (旧)																												
<p>(会議)</p> <p>第2条 幹事会の会議は、<u>教育部生涯学習課長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 幹事会の委員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="560 1133 858 2024"> <tr><td>市職員</td><td>教育部生涯学習課長</td></tr> <tr><td></td><td>総合政策部企画政策課企画政策係長</td></tr> <tr><td></td><td>市民部市民生活課市民活動推進係長</td></tr> <tr><td></td><td>健康スポーツ部スポーツ振興課スポーツ企画推進係長</td></tr> <tr><td></td><td>教育部指導課指導係長</td></tr> <tr><td></td><td>教育部生涯学習課生涯学習係長</td></tr> <tr><td>生涯学習推進部</td><td>委員 3人</td></tr> </table> <p>(庶務)</p> <p>第5条 幹事会に関する庶務は、教育部生涯学習課において処理する。</p>	市職員	教育部生涯学習課長		総合政策部企画政策課企画政策係長		市民部市民生活課市民活動推進係長		健康スポーツ部スポーツ振興課スポーツ企画推進係長		教育部指導課指導係長		教育部生涯学習課生涯学習係長	生涯学習推進部	委員 3人	<p>(会議)</p> <p>第2条 幹事会の会議は、<u>教育委員会生涯学習課長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 幹事会の委員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="560 230 858 1133"> <tr><td>市職員</td><td>教育委員会生涯学習課長</td></tr> <tr><td></td><td>総務部企画政策課の企画政策係長</td></tr> <tr><td></td><td>市民部市民生活課の市民活動推進係長</td></tr> <tr><td></td><td>健康・子ども未来部スポーツ振興課のスポーツ企画推進係長</td></tr> <tr><td></td><td>教育委員会指導課の指導係長</td></tr> <tr><td></td><td>教育委員会生涯学習課の生涯学習係長</td></tr> <tr><td>生涯学習推進部</td><td>委員 3人</td></tr> </table> <p>(庶務)</p> <p>第5条 幹事会に関する庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。</p>	市職員	教育委員会生涯学習課長		総務部企画政策課の企画政策係長		市民部市民生活課の市民活動推進係長		健康・子ども未来部スポーツ振興課のスポーツ企画推進係長		教育委員会指導課の指導係長		教育委員会生涯学習課の生涯学習係長	生涯学習推進部	委員 3人
市職員	教育部生涯学習課長																												
	総合政策部企画政策課企画政策係長																												
	市民部市民生活課市民活動推進係長																												
	健康スポーツ部スポーツ振興課スポーツ企画推進係長																												
	教育部指導課指導係長																												
	教育部生涯学習課生涯学習係長																												
生涯学習推進部	委員 3人																												
市職員	教育委員会生涯学習課長																												
	総務部企画政策課の企画政策係長																												
	市民部市民生活課の市民活動推進係長																												
	健康・子ども未来部スポーツ振興課のスポーツ企画推進係長																												
	教育委員会指導課の指導係長																												
	教育委員会生涯学習課の生涯学習係長																												
生涯学習推進部	委員 3人																												

久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則 (案)	現行規則 (旧)				
<p>(補助執行させる事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる職員に、同表右欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="507 1662 890 2027"> <p>総務部庶務課環境経済・教育分室の職員 菅浦総合支所総務管理課の職員 栗橋総合支所総務管理課の職員</p> </td> <td data-bbox="507 1137 890 1662"> <p>次に掲げる事務に係る受付又は問合せに関すること。 (1) 児童生徒の就学に関すること。 (2) 就学援助費に関すること。 (3) 入学準備金及び奨学金に関すること。 (4) その他教育委員会が指定する事務に関すること。</p> </td> </tr> </table>	<p>総務部庶務課環境経済・教育分室の職員 菅浦総合支所総務管理課の職員 栗橋総合支所総務管理課の職員</p>	<p>次に掲げる事務に係る受付又は問合せに関すること。 (1) 児童生徒の就学に関すること。 (2) 就学援助費に関すること。 (3) 入学準備金及び奨学金に関すること。 (4) その他教育委員会が指定する事務に関すること。</p>	<p>(補助執行させる事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる職員に、同表右欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="507 766 890 1137"> <p>総務部庶務課環境経済・教育分室の職員 菅浦総合支所総務管理課の職員 栗橋総合支所総務管理課の職員</p> </td> <td data-bbox="507 230 890 766"> <p>次に掲げる事務に係る受付又は問合せに関すること。 (1) 児童生徒の就学に関すること。 (2) 就学援助費に関すること。 (3) 入学準備金及び奨学金に関すること。 (4) その他教育委員会が指定する事務に関すること。</p> </td> </tr> </table>	<p>総務部庶務課環境経済・教育分室の職員 菅浦総合支所総務管理課の職員 栗橋総合支所総務管理課の職員</p>	<p>次に掲げる事務に係る受付又は問合せに関すること。 (1) 児童生徒の就学に関すること。 (2) 就学援助費に関すること。 (3) 入学準備金及び奨学金に関すること。 (4) その他教育委員会が指定する事務に関すること。</p>
<p>総務部庶務課環境経済・教育分室の職員 菅浦総合支所総務管理課の職員 栗橋総合支所総務管理課の職員</p>	<p>次に掲げる事務に係る受付又は問合せに関すること。 (1) 児童生徒の就学に関すること。 (2) 就学援助費に関すること。 (3) 入学準備金及び奨学金に関すること。 (4) その他教育委員会が指定する事務に関すること。</p>				
<p>総務部庶務課環境経済・教育分室の職員 菅浦総合支所総務管理課の職員 栗橋総合支所総務管理課の職員</p>	<p>次に掲げる事務に係る受付又は問合せに関すること。 (1) 児童生徒の就学に関すること。 (2) 就学援助費に関すること。 (3) 入学準備金及び奨学金に関すること。 (4) その他教育委員会が指定する事務に関すること。</p>				
<p>市民部市民生活課の職員</p> <p>久喜市清久コミュニティセンター及び久喜市久喜東コミュニティセンターの図書室の所蔵資料の館外利用に関すること。</p> <p>久喜市森下コミュニティセンターの図書室の所蔵資料の館外利用に関すること。</p>					

久喜市立図書館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>(所蔵資料等の館外利用)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 所蔵資料は、図書館のほか、久喜市コミュニティセンター条例(平成22年久喜市条例第182号)第2条に規定する久喜市清久コミュニティセンター、久喜市久喜東コミュニティセンター及び久喜市森下コミュニティセンターの図書室に配架し、館外利用に供するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、埼玉県公共図書館等の資料相互貸借に関する協定その他の協定等に基づき、他の図書館から借り受けた資料の館外利用については、当該協定等で定める方法による。</p> <p>(利用券の交付等)</p> <p>第7条 前条第1項第1号又は第2号に規定する者(以下「個人」という。)は、所蔵資料又は前条第3項に規定する資料の館外利用をすることは、事前に教育委員会に個人登録申込書(様式第1号)を提出して、利用券(様式第2号)の交付を受けるものとする。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(所蔵資料等の館外利用)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 埼玉県公共図書館等の資料相互貸借に関する協定その他の協定等に基づき、他の図書館から借り受けた資料の館外利用については、当該協定等で定める方法による。</p> <p>(利用券の交付等)</p> <p>第7条 前条第1項第1号又は第2号に規定する者(以下「個人」という。)は、所蔵資料又は前条第2項に規定する資料の館外利用をすることは、事前に教育委員会に個人登録申込書(様式第1号)を提出して、利用券(様式第2号)の交付を受けるものとする。</p> <p>2～5 略</p>

一部を改正する規則（案）

様式第2号（第7条関係）

（表）

利 用 券
久喜市立図書館
名 前
な ま え
登録番号

（裏）

☆本を借りるときは、必ずこの券をおもちください。
 ☆この券は、下記の図書館（館）、コミュニケーションセンターで使えます。
 ☆利用券は、1人1枚発行します。
 ☆この券は、他人に貸したり、ゆずったりしないでください。
 ☆この券をなくしたときは氏名、住所、電話番号などが
 変わったときはお知らせください。
 ☆この券を拾われた方は、図書館にお知らせください。
 中央図書館 21-0114 道徳図書館 87-1988
 栗橋文化会館図書室 52-2000 鷺宮図書館 58-1002
 久喜東コミュニケーションセンター 25-6921
登録コミュニケーションセンター 85-7811

現行規則（旧）

様式第2号（第7条関係）

（表）

利 用 券
久喜市立図書館
名 前
な ま え
登録番号

（裏）

☆本を借りるときは、必ずこの券をおもちください。
 ☆この券は、下記の図書館（館）、公民館で使えます。
 ☆利用券は、1人1枚発行します。
 ☆この券は、他人に貸したり、ゆずったりしないでください。
 ☆この券をなくしたときは氏名、住所、電話番号などが
 変わったときはお知らせください。
 ☆この券を拾われた方は、図書館にお知らせください。
 中央図書館 21-0114 道徳図書館 87-1988
 栗橋文化会館図書室 52-2000 鷺宮図書館 58-1002
 東公民館 21-8080 西公民館 25-5921
登録公民館 85-7811

久喜市立図書館事務取扱要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示 (案)	現行告示 (旧)
<p>(相互貸借資料の館外利用)</p> <p>第5条 規則第6条第3項に規定する他の図書館から借り受けた資料(以下「相互貸借資料」という。)の館外利用を行うことができる者は、規則第6条第1項第1号及び第2号に掲げる者とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(相互貸借資料の館外利用)</p> <p>第5条 規則第6条第2項に規定する他の図書館から借り受けた資料(以下「相互貸借資料」という。)の館外利用を行うことができる者は、規則第6条第1項第1号及び第2号に掲げる者とする。</p> <p>2～4 略</p>

久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示 (案)	現行告示 (旧)
<p>(対象となる資料等)</p> <p>第2条 規則第11条第1項に規定する所蔵資料等は、次に掲げる資料をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 規則第6条第3項に規定する他の図書館から借り受けした資料</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(対象となる資料等)</p> <p>第2条 規則第11条第1項に規定する所蔵資料等は、次に掲げる資料をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 規則第6条第2項に規定する他の図書館から借り受けした資料</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>

久喜市公民館連絡協議会規程の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する訓令（案）	現行規程（旧）
<p>久喜市公民館事業連絡協議会規程 （設置）</p> <p>第1条 久喜市の社会教育の発展に寄与することを目的として、久喜市公民館事業連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 各地区で行われる公民館事業の連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 公民館事業の計画及び実施に関すること。</p> <p>（組織、委員等）</p> <p>第3条 協議会は、生涯学習課公民館事業推進室の室長（以下「室長」という。）及び久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程（令和5年久喜市教育委員会訓令第5号）の規定により各地区に置いた公民館事業運営委員の代表を委員とし、組織する。</p> <p>2 協議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は室長とし、副会長は委員の互選により定める。</p> <p>3～5 略</p> <p>（庶務）</p> <p>第5条 協議会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。</p>	<p>久喜市公民館連絡協議会規程 （設置）</p> <p>第1条 久喜市の社会教育の発展に寄与することを目的として、久喜市公民館連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 各公民館の連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 共同事業の計画及び実施に関すること。</p> <p>（組織、委員等）</p> <p>第3条 協議会は、各公民館の館長、副館長及び運営委員の代表を委員とし、組織する。</p> <p>2 協議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は中央公民館長とし、副会長は委員の互選により定める。</p> <p>3～5 略</p> <p>（庶務）</p> <p>第5条 協議会の庶務は、久喜市中央公民館において処理する。</p>

久喜市立学校備品管理規程の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する訓令 (案)	現行訓令 (旧)
<p>(登録)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 システムに登録する学校備品は、原則として取得単価2万円以上のも のとする。</p> <p>(所管替)</p> <p>第10条 管理責任者は、その所管に係る学校備品について<u>所管替</u>をし ようとするときは、当該<u>所管替</u>に係る学校備品を受け入れる学校の 管理責任者と協議して、備品所管換調書兼通知書(様式第4号)により教 育長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により<u>所管替</u>の承認を受けたときは、双方の管理責任者 は、システムにその旨を登録しなければならない。</p>	<p>(登録)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 システムに登録する学校備品は、原則として取得単価1万円以上のも のとする。</p> <p>(所管替)</p> <p>第10条 管理責任者は、その所管に係る学校備品について<u>所管替え</u>をし ようとするときは、当該<u>所管替え</u>に係る学校備品を受け入れる学校の 管理責任者と協議して、備品所管換調書兼通知書(様式第4号)により教 育長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により<u>所管替え</u>の承認を受けたときは、双方の管理責任者 は、システムにその旨を登録しなければならない。</p>